

第1回自動回転ドアの事故防止対策に関する検討会議事要旨

日時：平成16年4月8日（木）10：00～11：40

場所：経済産業省17階第1特別会議室

出席者：委員全員出席

【議事概要】

特定行政庁に事故情報が直ちに入るような連絡体制や、作る前の安全対策とともに、作った後の維持管理における安全対策、定期報告の仕組みが必要。

事故があった場合、消防機関からの情報提供について検討が必要。

細かい事故まで1件1件まで全て報告するのは困難ではないか。

事故情報は極力一般の使用者に開示されるべき。

ソフト対策として子供たちに対する事前の安全教育等を積極的に進めていくべき。

自動回転ドアのセンサーの性能は、実証実験を実施しているのか、それともメーカーの経験則に基づいているのかについて情報開示が必要ではないか。

色々な安全対策が講じられているが、どこかに盲点がある。事故事例でどのような安全対策を講じるべきだったのか、1つ1つ精査する必要がある。

機械全般に求められる安全性能が示された国際安全規格があり、個別の規格が作られていなくても、一定の安全性能の確保が可能となる。自動回転ドアの安全基準については、このような国際安全基準に則り作るべきなのではないか。事故が起きてからはじめて規格をつくるのでは遅い。厚生労働省の「機械の包括的な安全基準に関する指針」やISOの規格やガイドライン等がある。機械全般の安全性能の規格を明確化していくことが重要。

自動回転ドアは、高齢者、子供、足腰の弱い人にとって、回している縄跳びの中をくぐりぬけるようで苦痛である。緩やかな速度となるよう配慮してほしい。

身障者の観点から、自動回転ドアの隣には必ず自動ドアを設置するようにお願いしたい。

動く設備である限り、事故が発生する可能性は否定できない。安全性に対する教育を充実すべき。設置すべき場所、設置すべきでない場所についてガイドラインに記載すべき。

ガイドラインは設置者、利用者等の関係者が納得できるような社会的に容認される安全水準を明確にするべき。

高層ビルにおける気密性の確保や煙突効果で周りの空気を吸い込む場所で回転ドアはメリットがある。風除等の場合は通行量が多いと両方とも解放させるので、効果が薄れる。これが回転ドアを採用する理由だと考えられる。一方、事故事例について、設計サイドには全く知らされていなかった。こういった事故があることを認識した上で設計していくことが重要。

挟まれ事故を防止するためには制動距離を短くする必要があるが、他の人にとっては扉への衝突事故の危険性を高くするという相反する問題がある。事故事例をきちんと分析していく必要がある。

回転ドアの隣に自動ドアを設置するという意見には賛成。より慎重に用途に合った使い方をすべき。

安全性の要求性能の水準については、先行するEN規格が参考になる。ただし、自動回転ドアの安全性能に関する知見があまりないので、これを鵜呑みにするのではなく、検証が必要。

省エネなどのコストを数値で示した上で検討する必要がある。小型でも小さな事故が起きている。極力事例を集めて欲しい。

安全性の確保の検討、事故事例の分析にあたってはユーザー検証すべき